

本別町新型コロナウイルス感染症 雇用安定化支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年8月～9月の売上が急減した町内中小商工事業者に対して補助します。

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- (1) 町内に住所を有し、町内で事業を営んでいる中小商工事業者であり、北海道が定める「北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの
※中小商工事業者とは日本標準産業分類において、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、自動車整備業、一般乗用旅客自動車運送業に該当する者
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者
- (3) 町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月及び9月の売上合計額が前年同2か月間もしくは前々年同2か月間の合計額との対比で、10%以上減少したもの。
ただし、令和2年10月以降に開業し令和2年8月及び9月の売上合計額との対比が困難な場合、開業月から令和3年7月までの売上（税抜）を合計し、月数で除した平均額に2を乗じた額との対比によるものとする

◆補助対象経費及び交付額

| 交付額 | 限度額 | 備考 |
|--------------|----------|---|
| 従業員1人当たり10万円 | 1事業所30万円 | 令和3年8月1日以前に雇用保険被保険者であり、令和3年9月30日現在も雇用しているもの |

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・令和3年8月～9月及び前年または前々年の8月～9月の売上が分かる書類（売上台帳等）
- ・令和2年度の所得税申告書の写し、法人にあっては法人税申告書の写し ※本別町商工会員は不要
- ・雇用保険被保険者証、賃金台帳等支払いが確認できるもの

◆提出先 本別町商工会

申請受付期間

10月15日（金）～ 1月31日（月）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529